一級建築士免許登録(新規申請) オンライン申請マニュアル

申請者用

公益社団法人日本建築士会連合会 2022 年 12 月 Ver2.3

目 次

1 – 1.	はじめに1
1 – 2.	システム利用の注意事項3
2 – 1.	申請に必要な書類等の準備4
2 – 2.	仮登録申請8
2 – 3.	マイページの作成12
2 – 4.	一級建築士登録申請15
2 – 5.	書類の不足・記入不備等により再提出が必要な場合 23
2 – 6.	審査結果の通知26

1-1. はじめに

(1) オンライン申請の流れ

一級建築士の免許登録におけるオンライン申請(新規申請)について、申請者が、申請から免許証明書を受取るまでの流れは以下のフロー図をご参照ください。

<オンライン申請の流れ> 又は 郵送により受取り 建築士会の窓口 申請者 免許証明書 免許証明書の交付準備 お住まいの都道府県 建築士会 免許証明書 送う 日本建築士会連合会 一級建築士名簿に登録、 審查通過 第二次書類審査 免許証明書の作成 必要書類 一式送付, **《**正依頼 お住まいの都道府県 領収証書等の原本到着 再提出(全書類を再アップロード) 第一次書類審査 書類の確認完了 建築士会 1 日常田 書類確認 完了メール オンライン 中請, 修正依頼 原本送付 オンラインの仮登録申請、 マイページ作成 登録免許祝領収証書・ 申請手数料払込受付 証明書の原本 (免許申請書第三面) 場合によっては、 修正等の対応 場合によっては、 修正等の対応 登録免許税・申請手数料の払込 申請者 申請書類の作成 申請前の準備

< オンライン申請(新規申請)かの免許証明書交付までの流れ > 申請日から約3カ月です。 免許証明書交付までの期間は、

実務経験審査委員会に付議された場合は、3カ月以上かかる場合がございます。 書類の記載内容に不備がないように、本マニュアルやホームページに掲載の各書類の記入要領等をご確認ください。 修正・再提出を要した場合や、

1

(2) オンライン申請が可能な申請

- 一級建築士オンライン申請システムを利用して行うことが出来る手続きは以下の①~⑦です。
- ①の申請は「新規に免許登録を行うための申請」で、②~⑦の申請は登録済みの方を対象とした各種の変更手続きで、「各種届出」といいます。各種届出の申請方法については、別途、「一級建築士免許登録(各種届出)申請者用 」のマニュアルをご確認ください。
 - ※②~⑦を以下、「各種届出」といいます。「各種届出」の申請方法は、別途、「・・・」をご確認ください。
 - ① 免許申請(新規登録)※書類提出完了後、登録免許税の領収証書等の原本を現住所の都道府県建築士会に郵送する必要があります。
 - ② 住所等の届出(各種届出)
 - ③ 免許取消申請(同)
 - ④ 精神機能の障害の届出(同)
 - ⑤ 死亡届(同)
 - ⑥ 失踪宣告届(同)
- ⑦ 建築士法第8条の2第2号の届出(同)

(3) オンライン申請の事前準備

一級建築士の一部の手続きでは、オンライン申請が可能です。初めてオンライン申請をする際は、パソコン の利用環境等の事前準備やメールアドレスの設定等が必要です。

以下を必ずご確認ください。

推奨環境について

- OS
- ・ Windows10 以上(スマートフォン、Mac は対応しておりません)
- ●ブラウザ
- Microsoft Edge (最新版)
- Mozilla Firefox (最新版)
- Google Chrome (最新版)
- ※動作確認ブラウザでもお客さまの設定によっては、ご利用できない場合や正しく表示されない場合があります。

メールアドレスについて

メールアドレスの登録が必須です。プロバイダーメールアドレスや Gmail アドレス等をご準備ください。

※勤務先法人のメールアドレスまたは携帯電話・スマートフォン等のキャリアメールは使用不可です。

本システムからのメールは「touroku@touroku-online1.jp」で送信します。「touroku@touroku-online1.jp」からのメールを受信可能な設定にしてください。

なお、日本建築士会連合会および申請された都道府県建築士会から送信するメールについて、受信できない場合等に発生するいかなる不利益についても、日本建築士会連合会および申請された建築士会は責任を負いません。

1-2. システム利用の注意事項

- 合格者本人以外の申請は受け付けられません。合格者本人でないことが判明した場合、申請が無効 になることがあります。
- 平成 20 年以前に一級建築士試験を合格された方は、オンラインによる申請ができません。対面(都道府県建築士会窓口)申請か郵送による申請を行ってください。
- 一級建築士試験合格通知書を紛失している場合は申請を受け付ける事が出来ません。「公益財団 法人建築技術教育普及センター」へ再発行の申請をしてください。
- ・ オンライン申請にはメールアドレスが必須です。(公社)日本建築士会連合会(以下、本会)および住所地の建築士会からメールの送信を行いますので、必ず受信可能な設定にしてください。 なお、本会および住所地の建築士会から送信するメールを受信できない場合等に発生するいかなる不利益について、一切の責任を負いません。
- 一級建築士免許申請に必要な書類は、オンライン申請フォームから提出して頂きます。
 オンライン申請フォームに免許申請に必要なファイル以外をアップロードしないでください。申請が無効になることがあります。
- ・ いかなる場合も提出いただいた書類は返却いたしません。申請前にコピーまたはスキャンを取り、免許証明書の交付を受けるまでは、申請者自身において適切に保管・保存をしてください。申請後、建築士会または本会より確認や修正をお願いすることがございます。
- ・申請に必要な書類に不足や不備がある場合は、申請の受理が行えません。

その内容が修正で済むものであれば、登録いただいたメールアドレスに修正を依頼するメールを送信、または電話連絡をいたしますので、その依頼指示に従ってください。また、登録要件を満たさない申請の場合は、申請を受け付けることが出来ない旨を、ご連絡させていただくことがございます。

なお、本会および住所地の建築士会からの修正に係るメールに返信をいただく際は、いずれの場合であってもファイルの添付は行わないでください。ファイル添付をしているメールは受信できません。また、メールの 誤送等による損失・損害・トラブルに関し、本会および住所地の建築士会は一切の責任を負いません。

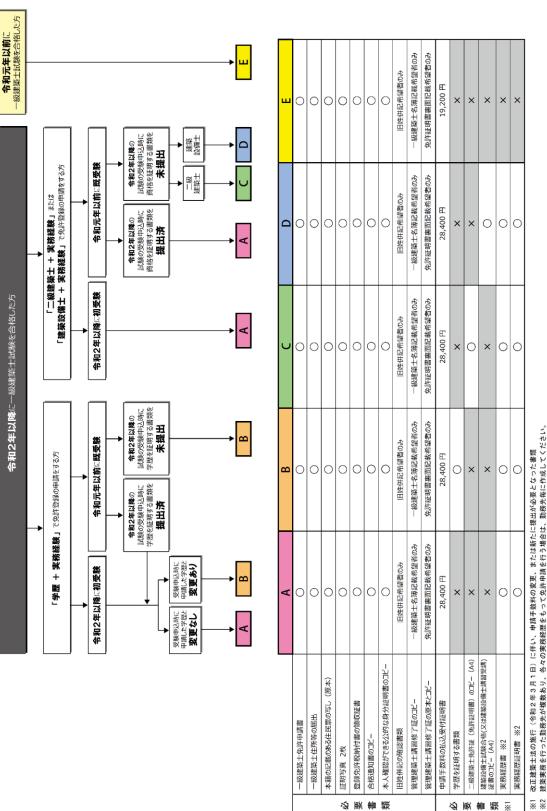
- 「書類提出完了」をもって建築士としての免許登録事務が終了するわけではありません。書類提出完了後、実務経験等の審査を行い、登録要件を満たしていると認められれば免許登録を行います。 なお、免許申請から免許証明書の交付まで、通常、3カ月程度かかりますのでご了承ください。(書類に修正が必要な場合や実務経験が認められるか判断が難しい場合は、3カ月以上かかる場合がございます。)
- オンライン申請により取得した個人情報は、適切に管理し一級建築士免許証明書交付手続きのために本会および住所地の都道府県建築士会で使用いたします。

2-1. 申請に必要な書類等の準備

(1)提出が必要な書類等について

免許登録の新規申請の際に提出する書類は、一級建築士試験の合格年や、学歴または資格要件によって異なります。下記フローにより、申請者ご自身が「A」~「E」のいずれに該当するかをご確認ください。

<免許登録申請に必要な書類について>



(2)書類の作成

免許登録の新規申請の際に提出する書類については、一級建築士試験の合格年や、学歴または資格要件によって異なります。本会のホームページ等で書類をダウンロードし必要事項を記入してください。併せて関係各所より必要な書類を取り寄せ、および免許登録税・申請手数料のお支払いをしてください。

【注意】

「免許申請(新規登録)」では、「一級建築士試験合格通知書」が手元に無い場合は、登録申請ができません。一級建築士試験合格通知書の再発行が必要な場合は、中央指定試験機関の「公益財団法人建築技術教育普及センター」(以下、普及センター)へ再発行の申請またはお問い合わせください。

- ■公益財団法人 建築技術教育普及センター
 - 一級建築士試験に関する問合せ TEL 050-3033-3821
- ① 令和元年以前の建築士試験に合格した方(前ページのフロー図の「E」に該当する方) 【令和元年以前の試験合格者 必要書類 等のホームページ】

日本建築士会連合会 免許申請(新規登録) 令和元年以前合格者 http://www.kenchikushikai.or.jp/touroku/kenchikushi/toroku.html

② 令和 2 年以降の建築士試験に初めて受験し、合格した方 (前ページのフロー図の「A」に該当する方) 【令和 2 年以降の試験合格者 必要書類 等のホームページ】

日本建築士会連合会 免許申請(新規登録) 令和 2 年以降合格者 http://www.kenchikushikai.or.jp/touroku/kenchikushi/toroku_R2.html

③ 令和 2 年以降の建築士試験の合格者のうち、令和元年以前に受験経験がある方(前ページのフロー図の「B、C、D」のいずれかに該当する方)

【令和 2 年以降の試験合格者 必要書類 等のホームページ】(②と同じ)

日本建築士会連合会 免許申請 (新規登録) 令和 2 年以降合格者 http://www.kenchikushikai.or.jp/touroku/kenchikushi/toroku_R2.html

(3)提出書類の PDF 形式への変換、及びその名称について

必要書類は、PDF形式に変換し、そのファイルの名称は以下を参照してください。なお、PDF形式に変換する際はプリンターやスキャナー等を使用してください。スマートフォンにより撮影後にアプリ等でトリミングやPDF形式にしたファイルの提出は認められません。

- 合格年、合格番号の後ろに書類の簡略名を入力してください(入力は全て半角英数字)。
- 合格年は、元号の頭文字アルファベット+年数(2桁)と、合格番号は8桁で入力してください。
- 合格年、合格番号、書類名称の間にそれぞれ「 _ (アンダーバー)」を入力してください。
- ⇒ 合格年(元号の頭文字アルファベット+2 桁) _ 合格番号(8 桁半角英数字) _ 書類名称.ファイル形式

例 1:合格年が平成 30 年、合格番号が 1A50001Z の場合 ⇒ H30_1A50001IZ_書類名称

例 2: 合格年が令和 2 年、合格番号が 1A50001Z の場合 ⇒ R02 1A50001IZ 書類名称

次に、書類名称については書類毎に決まっていますので、以下を参照のうえ、半角英数で作成してください。

表 ファイル形式・名称の詳細 (申請者自身(または証明者)が作成する書類)

	書類等	ファイル形式・名称
1	一級建築士免許申請書(第一面、第二面)	・P D F 形式 ・合格年_合格番号_MENKYO 例:R02_1A50001Z_MENKYO.pdf
2	一級建築士住所等の届出〔A〕	・P D F形式 ・合格年_合格番号_ JYUSHO 例:R02_1A50001Z_JYUSHO.pdf
3	実務経歴書	・P D F 形式 ・合格年_合格番号_ <mark>JITSUMU</mark> 例:R02_1A50001Z_JITSUMU.pdf
4	実務経歴書チェックシート	・P D F 形式 ・合格年_合格番号_ JITSUMUCK 例:R02_1A50001Z_JITSUMUCK.pdf
5	実務経歴証明書	・P D F 形式 ・合格年_合格番号_ JITSUSYOUMEI 例:R02_1A50001Z_JITSUSYOUMEI.pdf
6	実務経歴証明書チェックシート	・P D F形式 ・合格年_合格番号_ JITSUSYOUCK 例:R02_1A50001Z_JITSUMUCK.pdf

表 ファイル形式・名称の詳細 (関係各所から取寄せ、支払い等に関する書類)

	書類 等	ファイル形式・名称
1	「登録免許税納付書領収証書」と「申請手数料払込 受付証明書」(ともに原本)を貼り付けた一級建築士 免許申請書(第三面)	・PDF形式 ・合格年_合格番号_ZEI_HARAI 例:R02_1A50001Z_ZEI_HARAI.pdf
2	住民票の写し(本籍の記載のあるもの)	·PDF形式 ·合格年_合格番号_ JYUMIN 例:R02_1A50001Z_JYUMIN.pdf
3	合格通知書(製図の合格通知書) ※合格時に送付されたものが手元にない場合は、(公財)建築技術教育普及センターに再発行の手続きを行ってください。	・P D F形式 ・合格年_合格番号_GOUKAKU 例:R02_1A50001Z_GOUKAKU.pdf
4	証明写真	·JPG 形式 ·合格年_合格番号_PHOTO 例:R02_1A50001Z_PHOTO.jpg
5	本人確認ができる公的な身分証明書	・P D F 形式 ・合格年_合格番号_MIBUN 例:R02_1A50001Z_MIBUN.pdf
6	指定科目修得単位証明書・卒業証明書 (H21 以降に大学等に入学した方) ※学歴の要件で登録申請を行う方は提出が必要。ただし、受験年次によっては提出不要の場合もあるので、詳細は本会ホームページをご確認ください。	・PDF形式 ・合格年_合格番号_ <mark>SHITEI</mark> 例:R02_1A50001Z_SHITEI.pdf
7	卒業証明書 (H20以前に大学等に入学した方) ※学歴の要件で登録申請を行う方は提出が必要。ただし、受験年次によっては提出不要の場合もあるので、詳細は本会ホームページをご確認ください。	・P D F 形式 ・合格年_合格番号_ <mark>SOTSU</mark> 例:R02_1A50001Z_SOTSU.pdf
8	二級建築士免許証(免許証明書) ※二級建築士の資格要件で登録申請を行う方は提出が必要。ただ し、受験年次によっては提出不要の場合もあるので、詳細は本会ホームページをご確認ください。	・PDF形式 ・合格年_合格番号_NIKYUU 例:R02_1A50001Z_NIKYUU.pdf
9	建築設備士試験合格(建築設備士講習受講)証 ※建築設備士の資格要件で登録申請を行う方は提出が必要。ただ し、受験年次によっては提出不要の場合もあるので、詳細は本会ホー ムページをご確認ください。	・PDF形式 ・合格年_合格番号_ SETSUBI 例:R02_1A50001Z_SETSUBI.jpg
10	管理建築士講習修了証 ※希望する方のみ	・P D F 形式 ・合格年_合格番号_KANRI 例:R02_1A50001Z_KANRI.pdf
11	旧姓併記の確認書類 ※希望する方のみ	・P D F形式 ・合格年_合格番号_KYUUSEI 例:R02_1A50001Z_KYUUSEI.pdf

(4) 書類の提出方法について

必要書類を PDF 形式に変換し、名称を所定のとおりに入力した後は、ファイルを ZIP ファイル形式に圧縮し、システムにアップロードしてください。 **ZIP ファイルの名称は「合格年_合格番号_.zip」としてください。**

- ※ZIP ファイルの容量が 20MB を超えるとアップロードできません。20MB を超える場合は、PDF ファイルの容量を小さくしてください。
- ※その他の圧縮形式ではアップロードできません。

2-2. 仮登録申請

(1)注意事項の確認

オンライン申請を行うため、まず「マイページ」を作成するための仮登録をします。以下の日本建築士会連合会のホームページからオンライン申請のページへ進んでください。

★一級建築士免許 オンライン申請受付

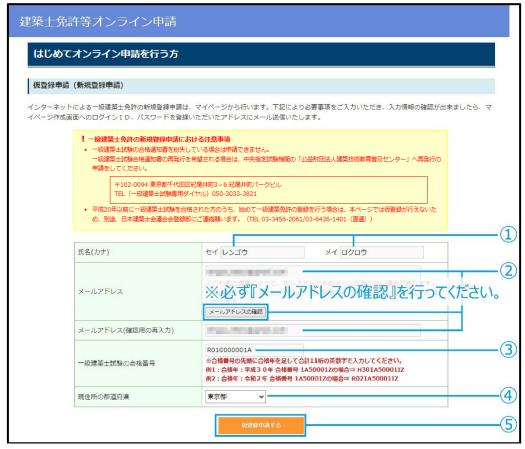
http://www.kenchikushikai.or.jp/touroku/kenchikushi/shinki_online.html

上記のホームページに進みましたら、注意事項を確認・同意のうえ、『オンライン申請を初めて行う』をクリックしてください。

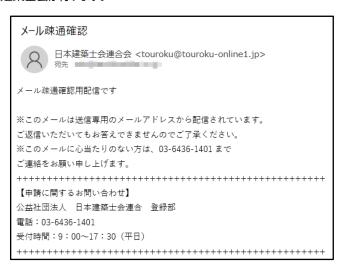


(2)必要事項の入力

以下の画面において、①~④の内容に従い、必要事項を入力してください。



- ① 『氏名(カナ)』の欄に合格通知書に記載されている氏名をカナで入力してください。 ※婚姻等により、受験時と氏名が変わっている場合であっても合格通知書の名字を入力してください。
- ② 『メールアドレス』を入力し、『メールアドレスの確認』をクリックしてください。 『メール疎通確認』のメールが送信されますので受信したことを確認してください。 ※勤務先のメールアドレスを使用するとフィルタリング設定等により本メールが届かない場合があります。勤務先
 - ※勤務先のメールアドレスを使用するとフィルタリング設定等により本メールが届かない場合があります。勤務先のメールアドレスにより仮登録を行った場合、24 時間以上経過した後、はじめからやり直してください。
- ③『一級建築士試験の合格番号』を入力してください。
- ④ 『現住所の都道府県』を選択してください。
 - ※選択した都道府県が「申請を行う建築士会」となります。現住所以外の都道府県は選択しないでください。なお、 一級建築士免許証明書の交付は当該建築士会が行います。
- ★メールアドレスの確認が完了すると 「メール疎通確認」のメール(右図) が配信されます。



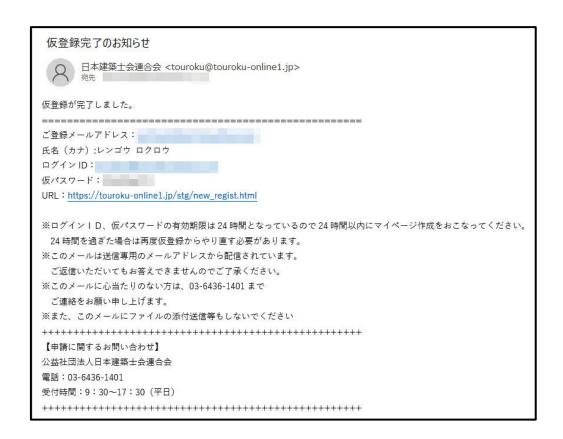
(3) 仮登録申請の受付が完了した場合

仮登録申請された氏名(カナ)と合格番号がシステム内のデータと突合し確認が取れると、以下のメッセージが表示され、仮登録メールアドレス宛にマイページ登録のための URL、ログイン ID、仮パスワードが自動送信されます。



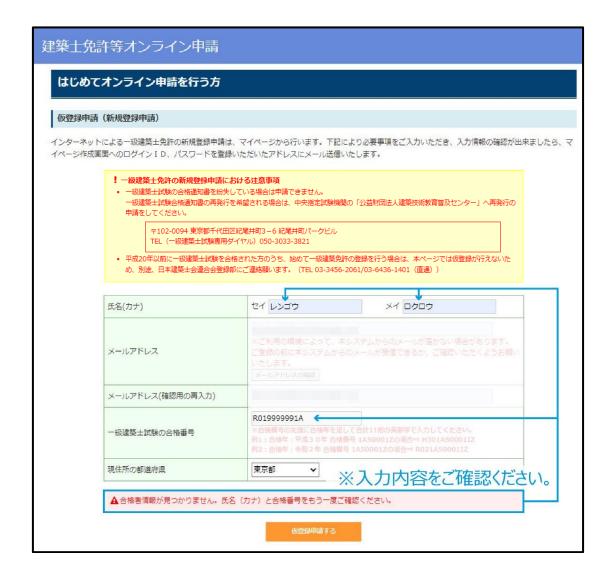
★仮登録が完了すると、「仮登録完了のお知らせ」のメールが配信されます。

『**仮登録完了のお知らせ』の受信後 24 時間以内にマイページを作成してください。**24 時間を経過した場合は、「(2)必要事項の入力」をはじめからやり直してください。(マイページの作成に関する内容は、後述。)



(4) 仮登録申請がエラーの場合

氏名(カナ)と合格番号がシステム内のデータと突合しなかった場合、以下のエラーメッセージが表示されます。この場合、入力内容を確認してください。



2-3. マイページの作成

(1) ログイン

システムから自動送信された『仮登録完了のお知らせ』メールに記載の URL からマイページの作成ページへ 進み、同メールに記載のログイン ID(登録したメールアドレス)と仮パスワードを入力してください。



(2) 申請者の基本情報の入力

以下の画面において、①~④の内容に従い、必要事項を入力してください。



- ① 『氏名』を漢字で入力してください。
 - ※氏名(漢字)は合格通知書に記載の氏名の漢字をご使用ください。また、マイページ作成の際は、一部の旧字・ 外字は使用できませんが、免許登録の際は住民票(写し)に準拠した字体(旧字・外字)での登録が可能です。
- ②『TEL』に電話番号を入力してください。
- ③『パスワード』を任意のパスワードに変更してください。
- ④ 『確認する』をクリックし、入力内容の確認をしてください。

(3) 基本情報の確認・登録

①基本情報の登録

内容をご確認の上、『基本情報を登録する』をクリックするとマイページの作成が完了し、ページが移動します。『申請を進める』をクリックしてください。

※後から申請をする場合は『ログアウト』をクリックしてください。





②基本情報を変更したい場合

マイページに登録した基本情報を変更する場合は、マイページ画面で「基本情報の変更」をクリックしてください。画面が切り替わり、氏名(漢字)、電話番号、メールアドレスを入力する事が可能となります。 なお、『氏名(カナ)』は一級建築士試験合格者データと突合のため、変更することはできません。



2-4. 一級建築士登録申請

(1)必要書類確認

申請に必要な書類を確認するため、一級建築士試験合格通知書に関する該当項目を選択し、『次へ』をクリックしてください。(下記例では、『令和2年度以降の一級建築士試験合格通知書を持っている』を選択し、『次へ』をクリック。)



【一級建築士試験合格通知書を紛失して手元にない場合】

『紛失して手元にない』を選択すると、登録申請の受付ができない旨のメッセージと、合格通知書の再交付手続きに案内が表示されます。



(2) 免許登録の申請方法の確認

①登録要件の選択(「学歴+実務経験」または「資格+実務経験」)

申請方法に関する該当項目を選択し、『次へ』をクリックしてください。(下記例では、『「学歴+実務」 で免許申請する』を選択し、『次へ』をクリック。)



②受験年の選択(初めての受験が「令和2年以降」または「令和元年以前」)

受験年に関する該当項目を選択し、『次へ』をクリックしてください。(下記例では、『令和2年以降にはじめて一級建築士試験を受験した』を選択し、『次へ』をクリック。)



③受験申込時に申請した学歴・資格に関する内容の確認

受験申込時に申請した学歴の変更に関する該当項目を選択し、『次へ』をクリックしてください。 (下記例では、『受験申込時に申請した学歴と変更なし』を選択し、『次へ』をクリックします。)



4 必要書類確認区分の表示

上記① \sim ③で選択した項目に対応する免許登録申請書の区分(A、B、C、D、E のいずれか)が表示されます。

さらに、免許証明書への記載事項に関する以下の内容を希望する場合には、該当する項目にチェックを入れてください。それぞれに応じた必要書類が追加されます。

- ・ 一級建築士免許証明書に旧姓・通称名の記載を希望する
- ・ 一級建築士名簿に管理建築士講習の受講履歴を記載する
- ・一級建築士免許証明書の裏面に管理建築士講習の受講履歴を記載する

入力内容を確認したら、『必要書類を確認する』をクリックしてください。



申請に必要な書類のリストが表示されます。内容を確認し、訂正がなければ、『続けて申請を行う』をクリックしてください。(オンライン画面上には、実務経歴書チェックシート、実務経歴証明書チェックシートの表示は ございませんが、両チェックシートもご準備の上申請を行ってください。)



(7)必要書類ファイルのアップロード

- ① ご希望の免許証明書の交付方法について、『郵送』または『窓口』から選択してください。
- ② 準備いただいた全てのファイルを一括して ZIP ファイル化(上限:20MB、ZIP ファイルにはパスワードを 設定しないでください)し、『スキャナーで読み取りをした全てのファイルに記録されている事項について、書面に記載されている事項と相違ありません』のチェックボックスにチェックを入れてください。
- ③ 必要書類の欄の『ファイルの選択』ボタンをクリックして ZIP ファイルを選択し、『確認する』をクリックしてください。



(8) 申請情報の確認、登録申請

画面に表示された情報に誤り等が無いかを確認してください。問題がなければ『登録申請する』をクリックしてください。



(9) 申請受付の完了

書類の提出が完了すると「受付完了」ページに移動します。また、「アップロード完了」メールが配信されます。 この後、建築士会で書類の不足・不備がないかの確認を行いますので、しばらくお待ちください。書類確認の 結果に関する連絡は、登録されたメールに送信されます。



★『**登録申請する』をクリック後、**以下のメールが配信されます。

アップロード完了のお知らせ



日本建築士会連合会 <touroku@touroku-online1.jp>
^{宛先}

アップロードが完了しました。

提出いただいた書類を建築士会で確認いたします。

不足・不備があった場合には、再提出をお願いする場合がございますので、しばらくお待ちください。

受付番号:13-01-0000031

申請種別:免許申請

申請日:令和 4 年 10 月 27 日(木) 10:06

申請者名:連合 六郎

※このメールは送信専用のメールアドレスから配信されています。

ご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。

※このメールに心当たりのない方は、03-6436-1401まで

ご連絡をお願い申し上げます。

※また、このメールにファイルの添付送信等もしないでください

【申請に関するお問い合わせ】

公益社団法人日本建築士会連合会

電話:03-6436-1401

受付時間:9:30~17:30 (平日)

本申込みの完了をもって建築士の免許登録事務は終了ではありません。

申込み完了後、建築士会および日本建築士会連合会において実務経験等の審査を行い、登録要件を 満たしていると認められれば免許登録、免許証明書の作成を行います。

(10) 建築士会による審査後、書類提出完了メールの受信

建築士会による書類審査の結果、提出書類に問題がなければ「審査に必要な書類提出が完了」した旨を知らせるメールが送信されます。

審査に必要な書類提出が完了しました 日本建築士会連合会 <touroku@touroku-online1.jp> 審査に必要な書類提出が完了しました。 提出いだいた資料をもとに、内容の審査をさせていただきます。 審査結果につきましては、また後日ご連絡をさせていたきます。 受付番号:13-01-0000030 申請種別:免許申請 申請日:令和 4 年 10 月 19 日(水) 申請者名:連合 六郎 以下の手順に従って登録免許税納付書の領収証書(原本)と申請手数料の払込受付証明書(原本)等をご郵送ください。 【提出期限】 申請完了から二週間以内 必着 ※提出期限が過ぎた場合には、申請が取消となりますのでご注意ください。 → 仮登録申請時に選択した『現住所の都道府県』の 建築士会になります。 マイページの『現住所:都道府県』で確認可能です。 【提出先】 申請を行った都道府県の建築士会へ提出ください。 所在地は下記より検索できます。 https://www.kenchikushikai.or.jp/about-our-society/ichiran.html

★重 要 (必ずご確認ください)

「審査に必要な書類提出が完了した」旨のメールを受信したら、2週間以内に以下の書類①②をレターパックプラスにより住所地の建築士会へ郵送してください。書類受領後、申請された書類一式が(公社)日本建築士会連合会へ送られます。(送付されないと審査事務が先に進みません)

- ①免許証明書の郵送交付に使用する返信用のレターパックプラス(郵送交付希望者のみ)
 - ※免許証明書を住所地の建築士会窓口での対面交付を希望される方は返信用のレターパック プラスの送付は不要です。
 - ※返信用レターパックプラスには返送先の必要事項(免許証明書を確実に受取可能な住所 (勤務先の場合は所属部署明記)、氏名、電話番号)を記入してください。
- ②登録免許税納付書の領収証書と申請手数料の払込受付証明書(ともに原本)を貼り付けた「一級建築士免許申請書(第三面)」
 - ※②の領収証書と払込受付証明書の原本をお送りいただかないと、免許登録証明書の発行事 務を進めることができませんのでご注意ください。

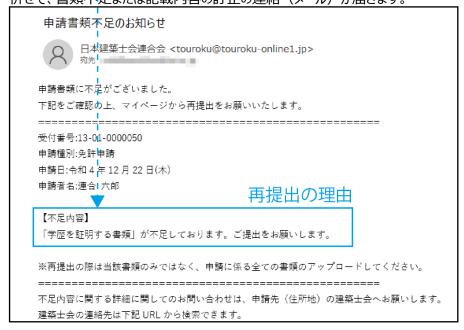
2-5. 書類の不足・記入不備等により再提出が必要な場合

(1) 書類の再提出依頼を確認してください

書類審査の結果、審査に必要な提出書類に不備がある場合、再提出を依頼するメールが送信され、マイページにも再提出依頼が表示されます。メール本文に不足している書類や内容の不備が記載されていますので、ご確認ください。

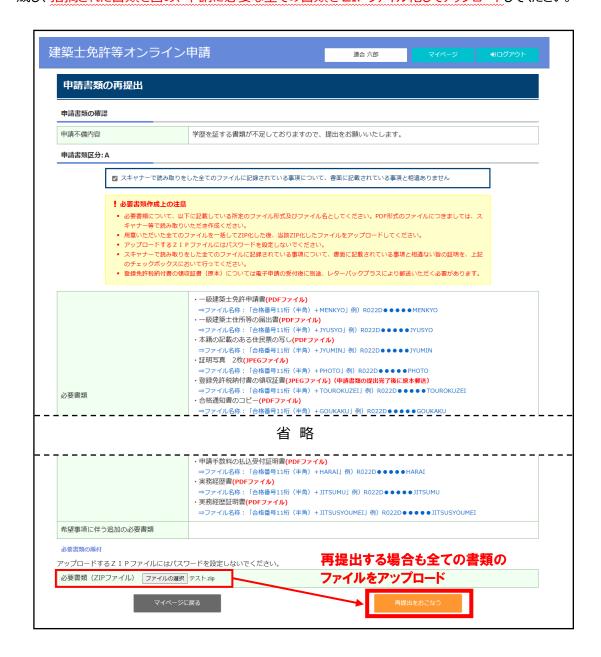


併せて、書類不足または記載内容の訂正の連絡(メール)が届きます。



(2) 書類の再提出

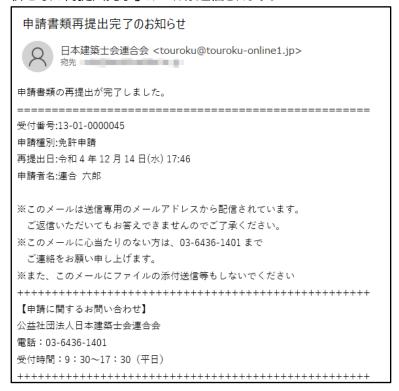
再提出依頼に関するメールに記載している指摘事項について修正を行った上で、再度 PDF ファイルで作成し、指摘された書類を含め、申請に必要な全ての書類を ZIP ファイル化してアップロードしてください。



再提出書類のアップロードが完了すると、マイページ上の現在のステータスが「再提出書類確認中」に変更されます。再提出書類の確認が完了するまでお待ちください。建築士会による書類確認が完了しましたら、「審査に必要な書類提出が完了」した旨を知らせるメールが送信されます。

マイページ ※要書類の再提出は、再提出依頼の記	車格があった場合のみ行うことができます。
ステータスにつ ・「書類提出」後 「書類再提出」 ・ 部適内提集 ・ 必要攻場合は ・ 申請時期にもよ	いいて 、受付窓口の都道府県建築士会で必要書類の有無等の確認を行い、必要書類が不足している場合は
氏名(漢字)	連合六郎
氏名(カナ)	עטפֿם לבטלם
現住所:都道府県	東京都
電話番号	
E-mail	-000m0040mg
合格番号	R010000001A
申請情報の確認	基本情報の変更は <u>ごち</u>
申請日	令和4年12月22日(木)
受付番号	13-01-0000050
手続き種別	免許申請(新規登録)

併せて、「再提出完了」のメールが送信されます。



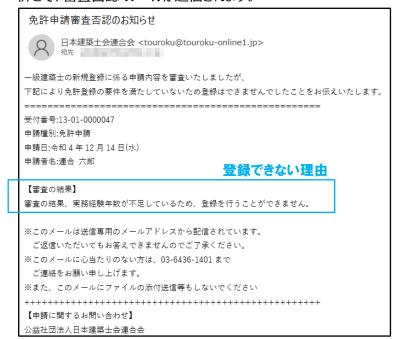
2-6. 審査結果の通知

(1) 登録ができなかった方への通知

書類審査の結果、登録に必要な要件を満たしていなかった場合、申請者へ登録ができない旨のメールが送信され、マイページの「現在のステータス」にも表示がされます。メール本文には建築士会、または日本建築士会連合会から、登録要件を満たさなかった理由が記載されます。



併せて、審査否認のメールが送信されます。

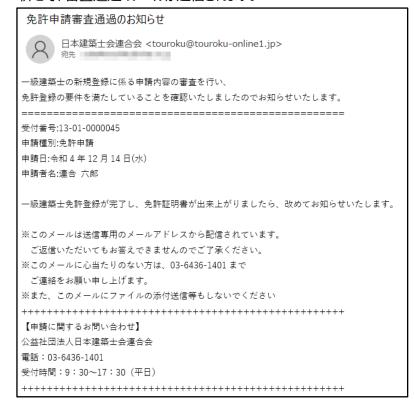


(2) 登録可能となった方への通知

書類審査の結果、登録に必要な要件を満たしていることが確認できると、登録可能である旨のメールが送信され、マイページの「現在のステータス」にも表示がされます。



併せて、審査通過のメールが送信されます。



(3) 免許証明書の交付

免許証明書の作成が完了すると、その旨のメールが送信され、マイページの「現在のステータス」にも表示されます。希望された交付方法によって、住所地の建築士会が交付を行います。



併せて、免許証明書発行完了のメールが送信されます。

